

ナフサの現況について

—貿易商品論の視点から—

はじめに

本小稿では、わが国における石油化学工業原料用のナフサの近年の動向について貿易商品論の視点から一考してみよう。わが国においては、ナフサのほとんどは石油化学原料として使用されるし、また、石油化学原料の主体はナフサである。国産ナフサと輸入ナフサから構成されるナフサの『国際商品化』の進展を国際商品概念の検討とともに指摘する。そして、ナフサの需給を規定する要因について言及する。

一 ナフサについての知見

守 屋 晴 雄

一では、本論に入る準備としてナフサについての基本的な知見を示す。

ナフサは、原油を蒸留した際、二五度C位から一七〇度C位の沸点範囲で得られる揮発油のことで、粗ガソリン、粗製ガソリンともいわれる。比重は〇・七前後である。ナフサは、そのメーカーからみれば、原油からの連産品の一つであり、一方、石油化学企業であるユーザーからみれば、熱分解などによる連産品の生産の原料である。したがって、ナフサの動向は、ガソリン、灯油などのナフサ以外の原油連産品の動向と関連するし、当然、石油化学工業全体の動向とも関連する。また、ナフサからのエチレンとソーダ工業で生産される塩素から塩化ビ

ニルモノマーが作られるというように、ナフサは無機化学工業とも関連をもつ。国産ナフサは、それを生産する製油所と同じコンビナートに属するエチレンセンターで熱分解されることが支配的である。これは、パイプラインでナフサを製油所からエチレンセンターへ容易に運べる、というような技術的、経済的合理性に基づく現象である。国産ナフサには商社などの流通業者は介在しない。石油化学工業は、天然ガスやLPGなどのナフサ以外の原料に基づいても形成されうるが、たとえば、天然ガスを原料とする石油化学工業は、ナフサの場合に比べて、エチレンリッチとなる。

ここでナフサのコモディティ的性格を具体的事例によって示唆したい。その具体的事例は国産ナフサの比重をめぐるのである。⁽¹⁾ガソリンの収率を高めた関係で昭和五六年の国産ナフサの平均比重が、従前の〇・七から〇・六八へと低下した。比重が低下するとエチレンの収率が落ちるので、容積基準によるナフサの価格決め方式の下では、石油化学側は不利になるのである。昭和五六年から五七年にかけて石油精製側と石油化学側の間で比重調整問題をめぐって争われた結果、五七年に次のような合

意が成立した。すなわち、比重は〇・六九と〇・七一を基準とし、比重がこの基準より〇・〇一低ければ、たとえば、五六年七月と五七年三月の分ではキロリットル当たり五百円基準価格より安くする、といった内容である。この事例は、比重が表わす成分の濃度の重要性を示しており、ナフサのコモディティ的性格を示唆している。

さて、ナフサについての基本的動向を一、二示す。石油化学用の国産ナフサと輸入ナフサの数量的推移は表1のとおりであり、輸入ナフサの割合の上昇を指摘できる。昭和六〇年には輸入ナフサが全体の六五％ほどを占める

表1 ナフサの国産・輸入推移

単位: 万kl, %

	国産	輸入	輸入比率
昭和56年	1,470	817	36
57	1,142	990	46
58	940	1,452	61
59	975	1,507	61
60	875	1,651	65

「エネルギー統計」, 「貿易統計」
により作成

に至った。この輸入依存度の上昇に呼応する形で、わが国製油所におけるナフサの得率は低下してきた一方、生産においてナフサと排反的な関係にあるガソリンの得率が上昇してきた。ナフサの得率は

表2 ナフサ国(地域)別輸入推移

単位:千kl, %

		昭和56年		昭和58年		昭和60年	
		数量	構成比	数量	構成比	数量	構成比
中東	サウジアラビア	2,634	32.2	3,284	22.6	3,622	21.9
	クウェイト	896	11.0	1,843	12.7	2,065	12.5
	アラブ首長国連邦	21	0.3	1,064	7.3	1,725	10.5
	バハレーン	583	7.2	1,317	9.1	1,169	7.1
	その他	175	2.1	476	3.3	548	3.3
	計	(4,314)	(52.8)	(7,984)	(55.0)	(9,129)	(55.3)
東南アジア	シンガポール	2,722	33.3	3,271	22.5	2,308	14.0
	インドネシア	0	—	37	0.2	1,041	6.3
	その他	36	0.5	329	2.3	158	1.0
	計	(2,758)	(33.8)	(3,637)	(25.0)	(3,507)	(21.3)
その他地域	中国	915	11.2	1,735	12.0	2,329	14.1
	韓国	100	1.2	220	1.5	678	4.1
	インド	24	0.3	468	3.2	408	2.5
	その他	57	0.7	473	3.3	455	2.7
	合計	8,168	100	14,517	100	16,506	100

「貿易統計」により作成

昭和五五年の九・六%から五九年の六・〇%へと低下した一方、ガソリンの得率は五五年の一四・七%から五九年の一八・七%へと上昇した(「エネルギー生産・需給統計年報」)。ナフサとガソリンの得率の和は、同じ期間に二四・三%から二四・七%へと微増した。このようなナフサとガソリンの動きの相違には、二で示すことからの他、ガソリンの収益性、行政指導によるガソリン輸入の禁止などが関与している。石油製品の消費に占める石油化学用ナフサの割合は、昭和五五年度の一一・一%から五九年度の一三・五%へと上昇した(「石油供給計画」)。なおこの石油化学用ナフサはNGL(天然ガソリン)を含んでいる。この上昇には輸入ナフサが大きく働いていることはいうまでもない。最後にナフサの国(地域)別輸入推移を示すと表2のとおりであり、輸入先の分散化が進んでいる。シンガポールは、昭和五六年には、サウジアラビアと並んで最大の輸入先であったが、インドネ

シアやマレーシアなどからの委託精製がこれらの国の製油所の増強に伴い減少した関係から、五八年以降、シンガポールからの輸入量は減少しつつある。

以上、ナフサについての準備的な知見を述べた。

二 ナフサの国際商品化の進展

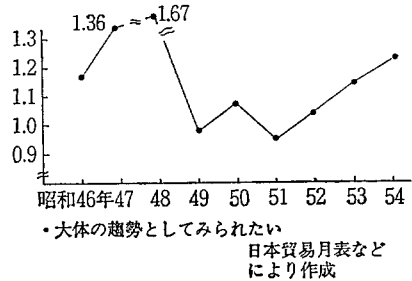
二では、わが国におけるナフサの国際商品化の進展に焦点を当ててナフサの現況について一考することが中心である。一で述べたナフサのコモディティ的性格から、その市場での挙動をみると、品質視点よりも価格視点のほうが有効である、と思われる。

まず、『国際商品』概念について考えてみる。国際商品に対する厳密な、そして一般的な定義はないが、素朴には、国際的に取引量の多い商品を意味しよう。しかし、本小稿ではさらに限定を付加する。すなわち、しばしば国際商品といわれる商品が持つ特性を抽出してみると、次のようになる。⁽³⁾ すなわち、同質の商品が同一価格で大量に取引される、需給関係によって価格が決まる、取引の基準になる価格が商品取引所や一定の市場で形成される、といった特性を持っている。同一価格であることは

二重価格ではないことを含意して、⁽³⁾ その特別の場合として、ナフサの場合、輸入品と国産品との間に構造的な価格差が消失している状況を含意している。⁽⁴⁾ これら三つの特性は明らかに相互に関連している。国際商品は、しばしば、先物取引の対象商品となる条件（商品特性）を備えている、といえよう。本小稿でナフサの国際商品化の進展というとき、単に輸入依存度の上昇という現象を指すのみでなく、輸入ナフサの価格形成と国産ナフサのそれとの間の関連がより緊密になっていくことをも含意している。両ナフサが実質的に同一の価格を持つことにつながるという意味において、両ナフサの間の違いが消失に向かつていくのである。

さて、ナフサの国際商品化の進展について具体的に述べる。昭和五七年のいわゆる『第二次ナフサ戦争』の決着の内容が重要なポイントであるが、それ以前の国産ナフサの値決め方をまず説明する。国産ナフサは各コンビナートにおける売り手と買い手の間で値決めされたが、現実には、共同石油の三菱油化などへの販売価格に追随する傾向が強かった。コスト主義を強く映し出す共同石油の価格算定方式は、原油価格に加工費などを加味し、

図1 国産ナフサ・輸入ナフサ価格比推移



さらに国際相場を若干加味するものであった。価格をめぐって買い手との間に激しい攻防はむろんなされたが、国産ナフサ価格への国際相場の影響は大きいものではなかった。国産ナフサ価格と輸入ナフサ価格の比は図1のような挙動を示した。同一の用途であるにもかかわらず両ナフサの間にこのような二重価格現象が生ずることの背後には、石油化学企業がナフサの輸入権を保有していないため、国産ナフサは必ず石油化学企業によって買われる、という制度上のことが存在していた。そして、

ナフサの輸入権が石油精製企業に属することは、石油業法に基づく行政指導に負っていた。

国産ナフサが割高基調のとき、石油化学側にとってこのような制度は特に桎梏となる。一般に石油化学企業の売上高に占めるナフサ購入額の割合は高いこと、石油化学製品とりわけ汎用のそれは激しい価格競争の下にあることを考慮すれば、このことはいっそう明らかである。

『第一次ナフサ戦争』によって石化原料共同輸入会社が輸入代理商としての資格を与えられたが、それによる輸入は輸入全体の約三割ほどにすぎず、残余は石油会社に入石油化学側は輸入を依頼せざるを得なかった。輸入についての桎梏が依然として実体として残存し続けたのである。そこで、石油化学側特に化学系の石油化学企業は、昭和五七年二月、ナフサの輸入権を求める具体的行動として、ナフサの輸入届け出を資源エネルギー庁に出すことを決定した。(石油化学業界が激しい不況下にあったことがこの意思決定を促進した。)五七年四月、通産省は表3のような内容の省議決定を行い、第二次ナフサ戦争が終了したのである。(6)石油化学側はその決定を諒とし、輸入届け出は結局見送られた。

表3 通産省の省議決定（昭和57年4月）の内容

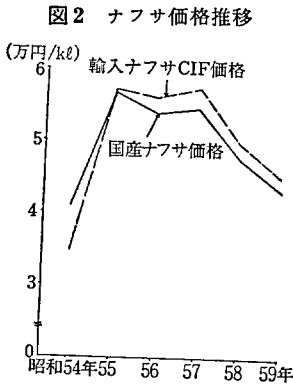
- 石油側と石油化学側との間で四半期ごとに供給、引き取り計画を立てさせ、石油化学側に一定量の国産ナフサの引き取りを義務づける
- 石油化学側は輸入ナフサの全量を石化原料共同輸入会社の手で輸入できる
- 輸入ナフサの比率を（現在の約40%から）50%に高める
- 石油化学用輸入ナフサの通関価格統計を四半期ごとに加重平均した値に諸経費相当額を加え、国産ナフサ価格とする

・ 以上は一部である

ているが、このことは、ナフサ需給が緩和しているとき、特に円滑な引き取りのために真価を発揮する。一方、国産ナフサ価格の輸入ナフサ価格に対する連動性、しかも実質的等価格を

その省議決定の内容をめぐって述べる。一定量の国産ナフサの円滑な供給と引き取りを確保するものとする一方、国産ナフサの値決めについては輸入ナフサのCIF価格に諸掛かりを加えたものを基準にする、としている。国産ナフサの供給・引き取りについて石油、石油化学間で合意に達しない場合は、通産省が調整を行うものとして

指向した連動性は、「国産ナフサの国際商品化」の進行を示す重要な象徴として捉えられる。前述のように国際商品の一つの特性として同一価格による取引を挙げることができるのである。ただ、「自然に」同一価格に収斂していくのではなく、一種の人為的な、政治的な取り決めとして同一価格を保証していることに注意する必要がある。この点、一定量の国産ナフサの引き取りの確保と相俟って、完全な国際商品化との隔たりを形成している。省議決定の適用された昭和五六年七月以降の国産ナフサ価格は、図2のように輸入価格にパラレルに推移してきた。なお、前述した共同石油などによる交渉に基づく値



・ 大体の趨勢としてみられたい
日本貿易月表などにより作成

決め方式は姿を消した（一で示した比重調整問題が解決したこともこのことに与かった。）昭和五〇年代後半において、輸入ナフサの割合がさらに増大していったことは一の表1のとおりである。

国産ナフサ価格が従属しているところの輸入ナフサ価格について述べる。輸入ナフサ価格はナフサの国際価格とよく連動している。⁽⁷⁾しかも「自然に」よく連動しているのである。オランダのロッテルダム市場のスポット価格である国際価格を何人も容易に知ることができるし、また、長期契約（コントラクト）ナフサの価格も同様である。そして、その国際価格は「原油価格プラス精製費など」のようにコストに基づいて決定されるというより、市場におけるナフサの需給状況を色濃く反映する。西欧各国では、石油化学用ナフサに対しては政策上の規制はないといつてよく、ナフサの価格は、需給を敏感に反映して決定される。ナフサの供給圏に属する中東諸国のナフサについては、それら諸国の自国内精製、国外委託精製による石油製品のうちで軽質ナフサが重油と並んで余剰基調にあることから、中東産ナフサの価格も国際市況を反映したものとなる。また、シンガポールなどの東南

アジア圏で生産されるナフサも国際市況を反映する価格で輸出される。このような国際価格がわが国の輸入価格になる、といつても過言ではないのである。ナフサと対照させるためにエチレンについて述べると、エチレンの国際間取引は、ナフサのそれに比べてはるかに少ないし、また、生産されたエチレンの中で国際間取引に向けられるものの割合は僅少である。わが国の場合も輸入エチレンは国産エチレンに量的に全く拮抗していない。エチレンの国際間取引の少なさを一つの要因としてエチレンの国際的市場は、少なくとも今までのところ、確立に至っていない。わが国のエチレン価格の決定方式は、ナフサが千円（キロリットル当たり）上下するとエチレンは××円（キログラム当たり）上下する、というようなコスト方式の発想に基づく。むしろ、エチレン価格を余りにも高くすると、エチレン誘導品の価格が高くなり、外国からのそとれの競争上不利なので、エチレン価格の取りうべき上限は厳として存在する。

さて、ごく最近の価格を述べる中でナフサ価格の決定要因の実態の例を示そう。⁽⁸⁾昭和六〇年以降のナフサ価格の動きを表4に示した（それ以前は図2をみられたい）。

表4 最近のナフサ価格

単位：円/k1

	国産ナフサ	輸入ナフサ
昭和60年 1~3月	45,800	43,800
4~6	45,800	43,800
7~9	44,800	42,800
10~12	39,400	37,400
61	1	30,600
	2	30,600
	3	30,600

「日本貿易月表」などにより作成

価格の低下には円高の進行も寄与している。

(i) 昭和六一年二月二五日の日本向けのC&Fジャパンは一一〇ドル(トン当たり)を割り込んだ。同年の一月下旬に二〇〇ドルを割り込んで以来、値下がりが続いた。一一〇ドルという原油価格よりも低いレベルの出現は、原油の値下がりと先安の判断によるスポットナフサの買い控えによるものとみられる。

(ii) 五月二三日のC&Fジャパンの相場が、それまでの

三週間で二五〜二六ドル(トン当たり)上昇した結果、一五二ドルになった。この現象は、わが国の大手石油系エチレンセクター数社が積極的にスポットナフサを調達したことを一因とす

る。すなわち、これらのエチレンセクターは、従来石油化学原料に向けていたナフサの一部分を二次精製して、収益性の高いガソリンと化し、そのナフサ減少分をスポット調達していった。いま一つの要因は、アメリカにおける事情であって、ガソリン需要の増大に伴うガソリン価格の上昇である。このガソリン需要の増大は、ドル安の進行によって、その影響の大きい海外旅行から、自動車によるアメリカ国内旅行に、旅行先を切り替えるケースが多いことに起因している。ガソリン基材としてのナフサがシンガポールの製油所よりアメリカへ、追加的に、向けられた。

以上の二例は、需給システムの中でナフサの価格を捉えることの必要性を示している、といえよう。

ここで、ナフサの価格は原油価格とパラレルには必ずしも動かないことを指摘し、ナフサの国際商品化についての指摘を補強しておく。石油化学工業協会の原料問題等研究会は、昭和五六年三月の報告書の中で、輸入ナフサ価格と輸入原油価格(いずれもCIF)の比率の昭和五五年ころまでの動きを分析して、「比率が上がって間もなく原油価格は上がり、比率が下がって間もなく原油

価格が下がる」と指摘している。この輸入ナフサの先行の変動は、コスト視点からのナフサ価格の説明では不十分なことを示唆しているのである。また、同研究会は、原油価格安定期における比率の低落傾向、石油危機時のその上昇傾向を、世界のナフサ需給における石油化学用ナフサの限界的性質——ナフサの価格は、過剰時はガソリン製造の余り物的価格であるが、不足時はガソリン価格から改質コストを差し引いた値以上になる——によって説明している。

次に備蓄と国際商品化との関連について考えよう。石油化学側は、ナフサ価格の上昇につながる制度として備蓄や税などを挙げている。IEA(国際エネルギー機関)加盟の諸外国では、原料の備蓄義務は課せられていないのに対し、わが国では、石油備蓄法に基づき、石油製品としてのナフサのユーザーである石油化学企業に国産ナフサ九〇日分、輸入ナフサ七〇日分の備蓄が義務付けられている。実際は原油の形で(石油化学企業に代わって)石油会社が備蓄を担当しており、石油化学側は石油側にその費用として総額一四〇億円(昭和五九年度)を支払った。備蓄は、その対象商品の需給が将来逼迫す

る可能性の高いときに、その真価を大いに発揮することは明らかである。石油備蓄法が制定された昭和五〇年当分の(ナフサを含めた)石油の需給状況と現在のそれは相異なる。需給が緩和基調にある現在、実際の備蓄は実行しやすい状況にあるけれども、五〇年当時持っていた備蓄のリスク・マネージメント機能としての意味は減退している、といえよう。本質的には、安全(安定供給)とコストの兼ね合いの問題であるが、備蓄という法的制度が独り歩きをしてしまう面が見出されるのである。また、石油化学側は、ナフサより高い次元の形で——ポリエチレン袋の形などで——実質的な備蓄が行われている、としている。その独り歩きの程度が、ナフサの需給の実態、外国での備蓄情勢などからみて余りにも過度であれば、人為的にナフサ価格を高くするので、ナフサの国際商品性を弱めることに通ずる。

以上、わが国におけるナフサの国際商品化の進展をめぐっていくつかの視角から述べた。

次に、わが国のナフサ輸入量、ナフサ輸入依存率を規定する構造的要因について説明する。ナフサの国際商品化の進展という大きな流れを考えると、ナフサの供給量、

表5 ナフサ輸入を規定する需給的要因

ナフサ輸出側の
○石油精製の動向
○石油化学の動向 (必ずしもナフサに基づかない)
ナフサ輸入側の
○ナフサ以外の石油化学原料の動向
○ガソリンの動向
○石油化学製品の内需の動向
○石油化学製品の輸出入の動向

ナフサの需要量に着目した需給的要因からの考察が、いっそう意味を持つ。その表では、わが国へナフサを輸出するようになる。その表では、わが国へナフサを輸出する側の要因並びにわが国のナフサの動向に影響を与えることは明らかである。したがって、表5に示すよりも大

きなシステムの中で考察しなければ十分ではないが、ここではわが国のナフサの現在または将来に対し根強いインパクトを与え、と思われる三点について説明する。

(i) サウジアラビアなどの生産地精製、生産地石油化学の動向はわが国のナフサに対する重要な需給的要因の一つである。サウジ

アラビアにおける石油精製業などの起業は、原料上の優位とオイルマネーを利用した、製品輸出による工業化路線の一環として捉えられる。一九八五年のエチレンコスト推定の一例を示すと、ナフサを原料とするわが国ではトン当たり四一九ドルであるのに対し、天然ガスによるサウジアラビアでは原料費の圧倒的低廉性により九二ドルにすぎない(三菱銀行調査部による)。ナフサの形での、またはナフサより高次の形でのサウジアラビアなどからの対日輸出はわが国のナフサ需給に一定の影響を与えることは明らかである。石油化学製品などの高次の形での対日輸出は、わが国のナフサに基づく誘導品の一部の空洞化につながる、という意味で、わが国の石油化学工業へ大きなインパクトを与える。また、従来わが国からの石油化学製品が占めていた第三国の市場にサウジアラビアものなどが割り込んでくることもある。なお、前に「ナフサの形」、「ナフサより高次の形」と表わしたが、この中のナフサを、たとえば、前者でLPG(ブタン)、後者で天然ガスと置き換えてもわが国への影響の存在は明らかである。ナフサより高次の形としてのエチレンポリマーも天然ガスより高次の形としてのエチレングリ

コールも物質として同じだからである。サウジアラビアにおける工業化では、原料費は確かに安い、装置など生産設備のコスト全体に占める割合が高いので、操業度に関する損益分岐点が高く、それゆえ生産（操業）への圧力は大きいものと傾向として指摘されよう。サウジアラビアにおける石油化学工業の具体例については、一九七九年、SABIC（サウジアラビア基礎産業公社）を主体とした日本企業などとの合弁が、随伴ガスに基づく低密度ポリエチレン、エチレングリコール、スチレンモノマーなどの生産・輸出を開始したことが挙げられる。地理的に近い西欧が輸出先を中心であるが、わが国などへも輸出されている。以上輸出する側の要因についてサウジアラビアの場合を中心に述べた。

(ii)このような国際間分業の変化の中で、わが国の石油化学製品の貿易動向の変化を理解することができる。表6のエチレン換算輸出入バランスのように、全体として「出超→出入の均衡→入超（昭和六〇年）」を指摘できる。また、品目別にみると、グレードの差がないエチレン系の液体品が入超ものには多い。天然ガスによる石油化学はエチレンリッチであること、液体ものは気体も

表6 石油化学製品輸出入推移

単位：千トン、%

	輸 出	輸 入	輸出比率	輸入比率
昭和50年	730	3	21.5	0.1
55	466	197	11.2	5.0
56	446	275	12.2	7.9
57	400	374	11.1	10.5
58	385	377	10.4	10.2
59	435	413	9.9	9.5
60	401	471	9.5	11.0

- ・ エチレン換算
- ・ 輸出比率=輸出÷生産
- ・ 輸入比率=輸入÷内需

「貿易統計」により作成

のに比べてハンドリングが容易なことに注意されたい。ここでは典型的な入超品の一つである、ポリエステル繊維の中間原料であるエチレングリコールについて述べる。昭和五四年の生産五七二千トン、輸出一四七千トン、輸入五七千トンであったエチレングリコールは、現在、コスト面で有利なカナダ産（天然ガスによる）などの輸入により依存するようになった。昭和六〇年で生産四四〇千トン、輸出二一千トン、輸入一七〇千トンとなっている（「化学工業統計」、「貿易統計」による）。カナダにお

けるエチレングリコールの内需はほとんど存在しない。

カナダからの輸入は、アルバータ・ガス・エチレン社からエチレンを入手し、アルバータ州の工場でエチレングリコールを生産するUCCなどに依存している。また、サウジアラビアからのその輸入は昭和五九年までは存在しなかった。エチレン系を中心とした誘導品の輸入増はわが国のエチレン生産量を、したがってナフサ使用量を低下させる方向に働く。なお、エチレングリコールなどの汎用石油化学製品の国産ものの価格は、国際価格や輸入価格にスライドして決定される形となっている(プロピレン系のアクリロニトリルは二重価格となっている)⁽¹⁰⁾。このことはエチレングリコールの輸入の定着を含蓄している、といえよう。石油化学製品の輸入がさらに増加すると、石油化学企業、ユーザーいずれが輸入のイニシアチブを持つかをめぐって問題が顕在化する可能性もある。

(iii) ナフサとエチレンの間の商品特性の相違について前に触れた。しかし、エチレンも、量的に僅少とはいえ、輸出入の対象となってきた。昭和五九年、設備休止のためエチレンの必要量をまかなえなくなった三菱油

化は、その緊急的な輸入を行った。しかし、次のような

国際的な融通の動きも見出される。韓国は、誘導品生産設備への先行投資のために今後三年位はエチレン輸入を必要とするが、油公と湖南エチレンの各二五万トン(年当たり)のエチレンプラントの増設が完了し、その稼働が本格化する一九八九年にはエチレンが余剰となるので、わが国にエチレンなどの引き取り協力が求められている。また、サウジアラビアやカタールは、エチレンを全面的に

輸入依存しているタイなどへ輸出しているし、サウジアラビアはさらにエチレンの本格輸出を企画している。また、わが国からのエチレンの輸出としては、シンガポールなどへの需給調節的な、スポット的なそれが考えられる。中長期的にはわが国のエチレンの輸出入の状況は厳しいものとなる。国内の動きについて一言すると、昭和六〇年三井石油化学工業は岩国大竹工場のエチレン設備を休止し、現在、岩国・大竹コンビナートで必要なエチレンは、千葉の浮島石油化学からの海上輸送に依存している。一でコンビナートの技術的合理性と経済的合理性を指摘したが、この両合理性の間のコンフリクトが現実化したのである。エチレンの輸出入の状況がナフサの

輸入の状況を規定する一要因になることは明らかである。

以上三点をそれぞれ説明した。ここで、石油製品、石油化学基礎製品が連産品であることに基づくある種の貿易誘発的性格を指摘しておきたい。それは次のようなことである。コンビナートなどの生産系が理想的に稼動しているとき、エチレン系のある製品が輸入されコンビナートで作られていたものを駆逐したとすると、コンビナートにおいてその分だけ「空隙」ができる。その製品の余剰を回避しようとすれば、この空隙はエチレンの、さらにはナフサの減少の必要性を導いていく。しかし、このナフサの減少はエチレンの連産品であるたとえばプロピレンの減少をも導き、プロピレンの需要が不変ならば、プロピレンないしその誘導品の不足、したがって輸入を導くのである。この考察は単純なものであるが、コンビナートにはこのような傾向が常に内在している。

二の後半の部分ではナフサの輸入量などに対する需給的要因について述べた。むろん関係各国の石油行政、石油化学行政などが需給的要因に関与するけれども、ナフサについてのわが国の「国境」は傾向としてさらに低くなっていくものと思われる。

おわりに

本小稿では、貿易商品論の視点から国際商品化をモチーフにしてわが国ナフサの現況の一切片を示した。国際商品の概念規定には種々の考え方があると思われるが、本小稿では、輸入依存率の上昇、その高位定着という外的事実の他、価格決定メカニズム、特に国産ナフサのそれに着目して、国際商品化の進展を論じた。第二次ナフサ戦争の決着までの昭和五〇年代の国産ナフサの価格決定における（輸入ナフサからの）独立的性格が修正されていった。国産ナフサが世界のナフサの影響をより深く受けるようになった、という意味で、「国産ナフサの国際商品化」が進展していった。この過程で石油化学側の運動や行政の対応などがあったわけであるが、より根本にはわが国の石油化学工業の国際競争力の問題があった。この国際競争力を輸出競争力と輸入防遏力に分けると、将来、後者の比重が高まってこよう。石油化学工業の国際的分業体制の変化の中でのわが国のナフサといった視点がますます重要となろう。

(一) 事実経過については、「日本経済新聞」昭和五七年六

月一九日付、同年八月二八日付によった。

- (2) 西新「国際商品——その取引のメカニズム」、教育社、昭和五三年、七ページによった。VTRのようなものは、たとえ国際間取引が多くても、メーカー間で差異のない同質の商品とはいいたくないので、国際商品とはいえなくなる。
- (3) 日本向けとヨーロッパ向けの間の程度は、国際商品性を否定するものではない。ナフサについては、日本向けのC&Fジャパンと西欧向けのNWE（北西ヨーロッパ）のスポット相場の間にはある程度の差があることが妥当とされる（NWEが割安）。これは、ヨーロッパではプロパンやブタンを石油化学原料とする設備が潤沢であることを一つの背景とする。
- (4) 構造的な価格差があれば、市場メカニズムの下では、それを解消する方向に商品の国際間移動が生じ、その価格差は解消に向かうはずである。
- (5) この経緯については、守屋晴雄「ナフサの輸入につい

て」『商品研究』第三〇巻三・四号、昭和五四年、四二～四四頁をみられたい。

- (6) この詳しい経緯と省議決定の内容については、徳久芳郎「ナフサ戦争」、日刊石油ニュース、昭和五九年、七七～七八頁をみられたい。

(7) 現実をみれば明らかなことであるが、たとえば、石化製品新価格体系問題研究会「原油のGSPとナフサ価格の動向」『化学経済』第三〇巻六号、昭和五八年、四二頁にこの指摘がある。

- (8) 以下の(i)については「石油化学新聞」昭和六一年三月三日付、(ii)については「石油化学新聞」昭和六一年五月二九日付にそれぞれよった。

(9) 次元概念については、岩城良次郎「商品学」青林書院新社、昭和五一年、二〇九頁を参照した。

- (10) 「石油化学新聞」昭和六一年八月一八日付によった。
(龍谷大学助教)